

議案第12号

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和5年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第6条 施設で行う事業の利用者は、次の各号に定める利用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 生活介護事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業（B型） 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 法第29条第3項の規定に基づき <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用料)</p> <p>第6条 施設で行う事業の利用者は、次の各号に定める利用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 生活介護事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業（B型） 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 法第29条第3項の規定に基づき <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

